

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会(第1回～第6回)における議論の整理

論 点	委員からの主な意見	業界団体(主に供給側)からの主な意見	業界団体(主に受給側)からの主な意見	有識者、NGO 等からの主な意見
クリーンウッド法の意義・成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンウッド法の施行により、合法性の確認を行うべき対象が公共調達に用いる木材等から、全ての木材等に広がったことは意義があった。【第2回】</li> <li>・合法性確認の機運が高まったことは、クリーンウッド法による成果の一つ。【第2回】</li> <li>・登録制度にはコストや手間に見合うメリットがないと見られているが、補助制度での優遇など直截的なメリットという視点だけではなく、合法性が確認されたマーケットを作っていく必要がある、という問題意識を持つべき。【第2回】</li> <li>・木材関連事業者は合法性確認によるメリットのあるなしに関わらず、合法性を確認するという最低限のことをやらないと、木材流通が立ち行かなくなるという危機感を持つことも必要。【第2回】</li> <li>・メリットが見えないで終わらせず、将来にわたってメリットに変えていく仕組みを作るという発想も必要。【第2回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、政府調達に限定することなく全ての木材取引を対象としたクリーンウッド法の趣旨を理解し、主体的に取り組むことが重要。【第4回】</li> <li>・登録のメリットが乏しいという課題はあるものの、企業の責務として合法性確認を行うべきである、という考え方は浸透しつつあるように感じる。【第4回】</li> <li>・木材利用が促進される前向きな見直しを期待。【第4回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デュー・デリジェンスの考え方を根底にした木材利用推進の土台となるクリーンウッド法となることを期待。【第5回】</li> </ul>	
持続可能性等の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能性、温暖化対策、ESG 投資、SDGs 等の観点も重要な中、クリーンウッド法の位置づけの明確化が必要。【第1回】</li> <li>・無断伐採、伐採後未造林地などが発生しており、持続可能性の担保も課題。【第1回】</li> <li>・クリーンウッド法で求めている合法性と、森林の持続可能性の担保というのは必ずしも一致せず、観点が異なる。【第1回】</li> <li>・日本がクリーンウッド法で何を指すのか検討すべき。その際は、持続可能性や違法伐採対策に関する各国の動向を参考にしつつ、単なる法律の条文の比較ではなく、法の成り立ちや執行体制、運用状況等にも留意する必要。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採時の合法性だけでなく、将来的な資源確保のための伐採後の再造林など持続可能性の観点も重要。【第4回】</li> <li>・FSC、SGECなど種々の森林認証制度があるが、認証林は少ないように思われるので、数を増やす施策についても考えてはどうか。【第4回】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な調達などの取組を行う企業も増えている中、国際的・社会的な要求を再検討する必要。特にグローバル企業は社会的な要求事項も大きい。【第3回】</li> <li>・クリーンウッド法への登録により、持続可能性など社会的な要請を満たせる仕組みになると差別化が図られ、大きなメリットとなるのではないかと。【第3回】</li> </ul>
合法性確認の意義と違法伐採対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性確認が進んでいけば、確認済みであることではなく、未確認であることが伝達されるようになり、未確認材から他の材に代替していくのではないかと。違法伐採材禁止の法律でなく、代替を促進する姿勢を強く打ち出していくべき。【第3回】</li> <li>・日本としてどのような違法伐採対策をしていくのか、何の目的でやるのか方向性を示す必要。その際には、第一種木材関連事業者の責任の明確化、法の執行体制の整理、業界団体の位置づけについて検討すべき。【第6回】</li> <li>・無断伐採等を行う悪質な素材生産事業者への対策は、クリーンウッド法と別の仕組みで行うことが必要。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法と確認された木材への対処について、見直しと併せて検討すべき。【第4回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法伐採問題については、COP26 森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言に署名した国として、日本が率先して取り組むべき。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法伐採の排除は国際的な社会の要求であり、森林破壊や人権侵害と無関係なサプライチェーンのための最低限の要素。【第3回】</li> <li>・違法伐採木材の排除に向けた取組は必須であり、最終的には違法伐採木材ゼロを目指すべき。一方で、現実的には段階的に取り組んでいくことになるのではないかと。【第3回】</li> <li>・違法伐採木材の流通禁止を提言したいが、その達成手段としては違法伐採木材の取り締りではなく、DD の実施の徹底を目指すべき。【第3回】</li> <li>・伐採届等が出ていてもその周りを無断伐採した木材が流通した例もあり、流通側での違法伐採の判断は困難と思われる。【第6回】</li> <li>・素材生産の業界内部からも、悪意をもった無断伐採は規制を求める声大きい。【第6回】</li> </ul>
認証制度 ESG 投資 輸出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米では認証材でも価格プレミアムが付かないという研究結果があり、他方で、認証等を取っていないと輸出できないという状況。合法性確認はプレミアムではなく流通させるための保険のようなものという認識を持つべき。【第2回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採後の再造林、違法伐採への対処も考慮する必要あり。輸出にも役立つ制度になるとよい。【第4回】</li> <li>・輸出に当たっては、出荷先の木材調達方針の条件を満たすことが必要。例えば、FSC 認証材や適切に管理された森林からの材であることが求められる。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米等の法令に足並みをそろえ、森林認証制度のように投資家からも認められる合法性証明の仕組みづくりが重要。【第5回】</li> <li>・ESG 投資に対応できるクリーンウッド法になってほしい。【第5回】</li> </ul>	

普及啓発	消費者・需要者側の視点、普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の理解を得るために、信頼性の向上と PR 強化が重要。【第1回】</li> <li>・木材利用の促進の観点からも、合法性確認が行われた木材の意義を消費者にパッケージとして伝えることが必要。【第2回】</li> <li>・合法性未確認の材の流通を減らすには、川上の事業者のみならず、川下の事業者、消費者の意識変革が重要。【第2回】</li> <li>・多量の木材消費を伴う住宅などは一生に何度も買うものでなく、このような特別な買い物に対して、森林認証等の普及も進みグリーン購入法・林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給を開始した当時と状況が大きく異なっている中で、「合法性の確保」という価値が消費者にどれほど魅力的であるか。持続可能性、SDGs などそれ以外の価値の提供も必要かといった観点からの検討も必要。【第4回】</li> <li>・日常生活において、FSC マークが印字された紙の普及を感じる。このような流れをどう木材に呼び込むか工夫すべき。【第4回】</li> <li>・木材の需要者側の立場としては、何も気にしないでも普通に合法性が確認された木材を使えることが理想。【第1回】</li> <li>・クリーンウッド法に基づく合法性確認が事業者の営業ツールとして効果的なものとなるよう、事業者の努力だけでなく、官による普及が重要。【第2回】</li> <li>・中小企業や地銀でも SDGs への意識が高まっており、営業ツールとして使いやすい、取り組みやすい制度とすべき。【第3回】</li> <li>・クリーンウッド法が何を指すのかを検討するに当たり、制度を活用してもらおう、という視点が重要。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山側の事業者による合法性確認の促進には、住宅業界など川下の需要者からのニーズが効果的。その一方で、マーケットからの合法性確認木材の需要が芳しくない現実が課題。【第4回】</li> <li>・川下の需要者と直接関係を持つ消費者への普及啓発も重要。【第4回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンウッド法の認知度は総じて低いので、理解を深めるために、木材を取り扱う業界を拡げたセミナー等の開催が必要。【第5回】</li> <li>・違法伐採木材等の存在が一般にはあまり知られていないため、登録することによる経営上の利点がない。普及のための一般向け PR 戦略が重要。【第5回】</li> <li>・木材は温暖化対策や SDGs と関連が深いですが、他方で、消費者にとってそれらのつながりが見えない。SDGs などの時勢を踏まえてクリーンウッド法のアピール方法も考えていくべき。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性確認を行った木材の流通を増加させるためには、第二種事業者が第一種事業者に対して、そのような木材をリクエストしていくことが重要。【第3回】</li> </ul>
国内他法令、他国の制度等	国内他法令との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の持続可能性や伐採後の再造林を担保する森林法、輸入そのものを取り扱う関税法など、関連法令が多い。幅広く議論した上で、クリーンウッド法で対処すべき論点を整理する必要。【第1回】</li> <li>・木材利用促進法と連携して合法伐採木材の利用を促進するなど、他法との連携も重要。【第1回】</li> </ul>			
国内他法令、他国の制度等	他国の制度との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本以外の米国やEU等では、違法木材の取引を法令で禁止している。【第1回】</li> <li>・EUにおける森林減少フリー製品に関する規則案の公表など、近年改めて法令を制定・見直す動きがある。【第6回】</li> <li>・米国、EU は違法なものを禁止するアプローチであり、日本は良いものを促進するものであり、法の成り立ちが異なる。【第6回】</li> <li>・単なる法律の条文の比較ではなく、法の成り立ちや執行体制、運用状況等にも留意する必要。【第6回】</li> </ul>			
法の対象	対象となる物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象物品を様々な製品に順次拡大していくことが必要。【第1回】</li> <li>・輸入材については HS コードで規定すべき。【第1回】</li> <li>・業種間の公平性の担保が重要。例えば、原料の木材だけルールを厳しくした場合、国内でそれらを原材料として加工する事業者が不利益を被るおそれ。対象物品の範囲の妥当性について検討する必要。【第2回】</li> <li>・家具等の物品について、同じような材質でも対象になる場合とならない場合があり、複雑。【第2回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象品目の整理が必要。【第4回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンウッド法は政府調達のみならず民間需要も対象としているため、対象物品を拡大すべき。【第5回】</li> <li>・法の趣旨を踏まえると、家具の種類や機能、材質等によって法の対象となるものと対象外となるものがあるのは好ましくない。【第6回】</li> <li>・ユーザーから見て分かりにくいものはなくすべきであり、木材料を取り扱う事業者は、共通の責任を負うべき。【第6回】</li> </ul>	

	<p><b>対象となる事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合法木材」ヒエラルキーのどのレベルの木材を取り扱うか事業者によって差異がある中、どのレベルまで対象とするのか検討が必要。【第1回】</li> <li>・樹木の所有者や伐採事業者のクリーンウッド法への関わりも検討すべき。【第1回】</li> <li>・木材関連事業者であることを意識していない事業者もいることから、事業者を特定し、法に基づく合法性確認を行うよう促す取組が重要。【第3回】</li> <li>・素材生産事業者の合法性伝達の現状を踏まえると、素材生産事業者に対してクリーンウッド法への参画を期待できるのではないか。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体では会員の事業体に対して、グリーン購入法・林野庁ガイドラインに基づく指導に加え、林野庁からの各種連絡に基づく指導を行っている。団体に所属していない事業体に対して、政府がどのような手段を取り得るかを検討すべき。【第4回】</li> <li>・クリーンウッド法においてもガイドラインと同様に、伐採段階から合法性の確認をつなげるやり方にするとよい。【第4回】</li> <li>・小規模な素材生産事業者に任意で合法性確認書類の提示を求めても、これ以上は難しいだろう。現状以上の証明率を目指すならば義務化が必要。【第4回】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・非登録事業者にもデュー・デリジェンスの実施を求める必要。まずは、デュー・デリジェンスを実施しているか否かだけでも公開を求めるのはどうか。【第3回】</li> </ul>
<p><b>事業者／関係者の役割等</b></p>	<p><b>第一種木材関連事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水際対策の観点から、第一種木材関連事業者全員に登録を義務付けるべき。第一種である輸入事業者には、特別な責任や情報開示を課しても良いのではないか。【第1回】</li> <li>・(木材を市場で最初に取り扱う)第一種木材関連事業者により重い責任を負わせるべき。【第1回】</li> <li>・第一種木材関連事業者の登録率を上げることが重要。【第1回】</li> <li>・第二種木材関連事業者が多くを占める業界の立場からみると、第一種での合法性確認が広がらないと次のステップに進めない。【第1回】</li> <li>・第一種木材関連事業者による合法性確認の厳格化を行い、川下の需要者の積極的な参画を促すサプライチェーンを確立することが重要。【第2回】</li> <li>・合法性確認の状況は、構造的に川上が最も高く、流通や加工を経ると低くなってしまいうので、川上の合法性確認の状況(割合、量)がしっかりしていることが重要。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業者の役割は、合法性証明の連鎖と分別管理。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業者の登録を義務化するなどして、市場流通する木材が全て合法性確認済みという状況になって欲しい。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種木材関連事業者の登録を強化するとともに、合法性確認の根拠書類の管理が重要。【第3回】</li> </ul>
	<p><b>第二種木材関連事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種木材関連事業者は、何のために合法性を伝達しているのか、理解できていない。【第1回】</li> <li>・第二種木材関連事業者への登録メリットを分かりやすく示すことが、制度の普及に重要。【第1回】</li> <li>・川下へ行くほど、様々な木材を合わせて加工されるため、100%合法性確認材であることは困難な場合も多い。厳格に運用するのか、または、加工品における合法木材使用率の目標を設定し、かつ現実的な値に設定することで、事業者の参画意欲を促すという考え方もある。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種事業者の役割は、合法性証明の連鎖。例外の無いトレーサビリティの確保のために合法性証明に絞って役割を簡素化・合理化すべき。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種木材関連事業者の登録を増やすためには、メリットの創出が重要。【第5回】</li> <li>・大企業だけでなく、零細の工場等にも登録しやすい仕組み作りやその施策を推進すべき。【第5回】</li> <li>・零細企業にとって分別管理や自ら合法性確認を行うことは、経営上も困難。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川下(第二種木材関連事業者)からの要求は、第一種事業者が行うデュー・デリジェンスの質向上において重要。【第3回】</li> </ul>
	<p><b>登録制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性証明について、単位製品ごとから、事業者ごとになれば、川下にとっては非常に活用しやすくなる。【第6回】</li> <li>・「登録していない事業者は問題である」とならないようにすべき。【第1回】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格に合法性確認を行う事業者の差別化や優遇措置の充実など、事業者のインセンティブにつながる取組が必要。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達先を選定する際に、その事業者から合法性確認ができた材が調達できるのか否(=分別管理が必要となる)か、登録の有無だけでは分からない。登録事業者の中で、合法確認ができた材のみを取り扱う事業体を差別化する仕組みがあってもよいのではないか。【第6回】</li> </ul>
	<p><b>登録実施機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者機関である登録実施機関の役割と位置づけを整理する必要。【第2回】</li> </ul>			

	<b>業界団体・NGO等の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性伝達のためには、木材関連事業者の間(川上～川下)で連携をどう図るかが重要。【第1回】</li> <li>・県木連や県森連等の団体を通じた周知徹底や指導、確認作業が重要。【第1回】</li> <li>・小規模事業者による合法性確認への支援策として、業界団体の活用も重要。【第1回】</li> <li>・EU では NGO からの情報提供を活用しており、参考にできるのではないか。【第1回】</li> <li>・法律に規定されることで、業界団体の自主性・主体性が失われることを懸念。政府と事業者(業界団体)、法律による措置と民間の自主的取組の役割分担を考える必要。【第2回】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体がデュー・デリジェンスのマニュアルを作成し、会員企業がそれに基づき取り組むことで、ある程度のレベルが担保される。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法運用のための体制については、一義的には国が行うべきであるが、関係機関や業界団体にも役割を持たせる必要。【第3回】</li> <li>・デュー・デリジェンスの手順や判断基準については、雛型・大枠を国が示し、より具体的には商習慣や取扱物品について熟知している各業界団体が作成することも効果的。【第3回】</li> <li>・中小事業者の登録を促すため、例えば業界団体が一括して登録を行うなど、中小事業者にとって取り組みやすい仕組みとすることが有効。【第3回】</li> <li>・政府が各国のリスクを評価して公開することは外交的に難しいと思われるが、腐敗認識指数(CPI)等 NGO が公表している情報の活用も一案【第3回】</li> </ul>
<b>事業者の負担</b>	<b>合法性確認に伴う事務負担の軽減</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性確認を強化すべき。他方、企業負担の増加に対する配慮が必要であり、情報伝達のシステム化やメリット措置の構築等を検討すべき。【第1回】</li> <li>・合法性確認を行うコストに対して、価格転嫁に至らない状況であることを踏まえ、合法性確認の効率化や負担軽減措置が重要。【第2回】</li> <li>・負担軽減のために、林業 DX(ペーパーレス化など)を推進すべき。【第1回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性確認にはコストがかかることから、制度の見直しに当たっては、事業者の負担への配慮が必要。【第4回】</li> <li>・川下の需要者による合法性確認木材へのニーズを重視するあまり、煩雑な手続を強いる制度とならないよう留意が必要。【第4回】</li> <li>・分別管理に要するコストは大きいので、市場に搬入される時点ですべての材に合法証明が付いて分別が不要な状況になってほしい。【第4回】</li> <li>・共通のシステムを低コストで利用できる体制の構築が必要。そのためには、できるだけ広く横断的に実施することが重要。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーサビリティのシステム化による省力化が重要。【第5回】</li> <li>・設計や経理のデジタル化はある程度進んでいるものの、取引や合法性確認におけるデジタル化は一部の大企業しか対応できていないのが実態ではないか。業界による差異もある。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的に伐採されたことを証明する方法としては行政手続の書類に依ることが望ましいが、普及のためには簡略化への取組が不可欠。伐採届への ID 付与など、将来的に、行政手続情報のデジタル化を利用した伝達が進むことを期待。【第6回】</li> </ul>
	<b>類似制度との関係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンウッド法と、類似制度であるグリーン購入法・林野庁ガイドラインとの関係を整理すべき。【第1回】</li> <li>・グリーン購入法とクリーンウッド法の間で、定義や用語が混同され誤解されている。また、類似の作業があり、事業者の負担となっている。書式や監査方法の統一により、手続コストを軽減すべき。【第1回】</li> <li>・県産材認証等の地域認証や、間伐材ガイドライン、FIT 等を含め、多数の制度があるため、分かりにくい。【第1回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法木材等証明を行う各種法律・制度(クリーンウッド法、合法木材ガイドライン、木質バイオマスガイドラインなど)の整理が重要。【第4回】</li> <li>・県産材証明、グリーン購入法・林野庁ガイドラインによる団体認定制度等が複雑に併存していることでコストが増大しており、整理するべき。【第4回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンウッド法とグリーン購入法・林野庁ガイドラインそれぞれで対象になっているものや判断基準が少しずつ異なる。一本化など、使いやすしいものとしてほしい。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入法、クリーンウッド法、木材利用促進法、FIT 制度など、複数の制度をまとめ、整合を図っていくことが重要。【第3回】</li> </ul>
<b>合法性確認のための仕組み</b>	<b>デュー・デリジェンス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デュー・デリジェンスを的確に行うための仕組みの導入が重要。【第1回】</li> <li>・グリーン購入法に基づく確認は明確であるが、クリーンウッド法は判断基準が曖昧。【第1回】</li> <li>・デュー・デリジェンスの具体的方法、判断基準の明示が重要。デュー・デリジェンスの方法が分からないとの声もあり、アドバイスできるような機関・事業者がいるとよい。【第1回】</li> <li>・好事例の PR によって合法性確認手法の普及・促進を図ることが効果的なのではないか。【第1回】</li> <li>・デュー・デリジェンスやリスク評価は、恣意的な運用が可能であり、公平性の担保が必要。【第2回】</li> <li>・合法性が確認されていない木材に違法性があるとは限らないことにも留意が必要。【第1回】</li> <li>・合法性と違法性は簡単に二分できるものではなく、実際はグラーションになっている状況を踏まえてデュー・デリジェンスという手法が用いられていると思料。そういったことを考慮しつつ、どこまでデュー・デリジェンスの厳格化を求めるのかを検討すべき。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が適切なデュー・デリジェンスを実施するため支援が必要。【第4回】</li> <li>・事業者が「リスクに応じたデュー・デリジェンス」のあり方に不慣れ。【第4回】</li> <li>・第一種と第二種に分けて標準的なデュー・デリジェンスのプロセスを明示すべき。【第5回】</li> <li>・国産材と外材とは問題の性質が異なるので、日本は、簡潔で買い手のコストの掛からないデュー・デリジェンスにすべきであり、また、そのための新しい制度は不要。伐採届等の証明書の確認でよいと思う。【第4回】</li> <li>・国際水準と言えるようなデュー・デリジェンスシステムと監査システムを導入すべき。上場企業の調達に要求に応えられる合法性証明を目指して欲しい。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デュー・デリジェンスの促進により、川上と川下の事業者の新たな関係が生まれることが期待できる。【第5回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なデュー・デリジェンスは社会的に求められる取組の一つであり、責任ある事業活動の必須条件である、との認識を持つべき。【第3回】</li> <li>・リスク評価を正しく行うことで、リスクの低い物品を扱う事業者の作業負担の軽減が可能。そのためには、政府がデュー・デリジェンスの手順や判断基準を明確に示すことが重要。【第3回】</li> </ul>

	<b>合法性確認の現状・実効性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性確認は、元々あったグリーン購入法・林野庁ガイドラインの業界認定手法を用いているところが多い。【第2回】</li> <li>・証拠書類を用意していない出材者もいるが、商売上、それら出材者からも材を引き受けざるを得ない。合法性確認した材と未確認材が混在しても、取引上支障になっていないことが問題。【第2回】</li> <li>・伐採する側の意識が十分でなく、売る際に合法性の証明を示さない場合がある。他方、証明されていない材でも買われているので、売る側と買う側の双方の意識見直しが必要。【第2回】</li> <li>・合法証明について、供給側も需要側も互いに事前に確認を行うことを慣習化するなど、前向きな取組が有効ではないか。【第5回】</li> <li>・合法性が確認された材と未確認の材の分別管理は、現実的には困難な場合が多い。やりたくてもできないため、特に、第二種事業者の登録が進んでいない。【第2回】</li> <li>・未確認材を一気に排除すると、調達が困難になり流通が混乱するという点にも留意が必要。【第2回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原木市場に木材を持ってくる者は、地元の伐採業者や所有者など身元が確認でき、また、市場に登録している者か、伐採届の写しを出しているかを確認している。【第4回】</li> <li>・合法性未確認材については、書類がないため未確認材という扱いになっている。これらには合法証明は付けていない。【第4回】</li> <li>・クリーンウッド法や合法性の証明に関する問合せは少ないが、県産材など産地に係る確認は求められることは比較的多い。【第4回】</li> <li>・木質バイオマスガイドラインに基づく分別管理は、取引価格に直結するため、事業者はしっかり取り組んでいる。合法性確認についても、事業者の取組が促進されるようなニーズがあることが重要ではないか。【第4回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入・国産ともに合板における認証材の割合は非常に低い。【第5回】</li> <li>・合法性確認に至らなかった材の流通を許容する制度になっているのは問題。【第5回】</li> <li>・グリーン購入法施行当時と比較すると、取引先の合法木材に関する理解は飛躍的に進んでおり、説明をしなくても証明書が出てくる状況になりつつある。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的なデュー・デリジェンスの実施のためには、合法性確認に至らなかった木材の取り扱いをどのように減らしていくのかタイムラインや数値目標を明確にすることが必要で、セットで検討する必要がある【第3回】</li> <li>・主伐増加や FIT 制度の開始を機に、流通事業者を中心に合法性確認の取組が広がっている。また、事業者側もそれに問題なく対応している。【第6回】</li> <li>・業界全体で合法性確認に取り組む状況が作られないと自社だけで強化することは難しい。【第6回】</li> </ul>
	<b>川下への伝達</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦勞して合法性確認・証明を付けても下流で途切れると、無駄になってしまう。【第4回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品書などに合法木材の記載が徹底されておらず、合法性の確認が必要な際、事後の問い合わせが必要になるなど二度手間がかかる。【第5回】</li> <li>・なかなか証明書を出さない事業者もあり、そういった事業者は、さらに川上の取引先からの書類入手に苦勞している。海外からの輸入事業者(第一種)に意識を高く持ってほしい。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材生産事業者に対して合法性伝達を義務化し、木材関連事業者へ譲り渡す段階で100%の合法性確認がなされれば、川下の事業者の分別管理も不要となる。川中・川下が安心して国産材を利用できるようになることを目指す段階になってきているのではないか。【第6回】</li> <li>・合法性確認書類の川下への伝達について、紙でやり取りする現行の方法も含め、まずは情報の伝達率100%を目指すことが重要。【第6回】</li> <li>・素材生産事業者による合法性確認情報の提供は、一般的に行われている。要求されれば提供可能という状況であり、要求することが重要。【第6回】</li> </ul>
	<b>検査、指導等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(ガイドラインに基づく)監査等の実態について、認定団体が事業者に対してどういう指導をしているかについては、団体毎に差があるのが実態。【第2回】</li> <li>・法の施行や監督を行う部署、人材を強化していくことが重要。【第1回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入法・林野庁ガイドラインに基づく団体認定においては、毎年の実績報告及び3年に一度の認定更新時に、事業者の取組状況を確認している。【第4回】</li> <li>・(ガイドラインに基づく団体認定の)実地監査を行うためには、人員・予算等の確保が課題。【第4回】</li> <li>・第三者機関による監査の仕組みも有益ではないか。【第5回】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の効果や進捗を把握する指標に工夫が必要。【第3回】</li> <li>・事業者への検査を実施することで、事業者に対する法令遵守のプレッシャーとなることに加え、法律の効果の測定も期待できる。【第3回】</li> <li>・監査を担う組織としては、独立性のある登録実施機関の活用が考えられるが、業界団体がどのような役割を担うべきか要検討。【第3回】</li> <li>・第一種や第二種、登録や非登録の事業者など、対象ごとに国や登録実施機関、業界団体がそれぞれ監査や指導を行うなどの方法も考えられる。【第3回】</li> </ul>
<b>輸入材</b>	<b>輸入材の合法性確認の実効性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高リスクな国、高リスクな材種・製品を明確化して、情報提供を強化したらよいのではないか。【第1回】</li> <li>・中間加工国を経た木材など、木材輸入形態の多様化・複雑化への対応が必要。【第1回】</li> <li>・伐採国の特定が困難な複雑な流通を経た物品に対するリスク軽減措置の工夫が必要。【第2回】</li> <li>・木材生産国の法整備が不十分だった20年前とは異なり、最近では特定地域の特定の問題が課題として残っている状況。特定の輸入品に焦点を当てるのも一つの手段。【第2回】</li> <li>・水際で合法性の判断をする事業者が少ないのが最大の問題点。何を以て「確認済み」と言えるのか自信が持てず、確認に至らずという結論になっている。【第5回】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産材はほぼ合法と認識しているのに対し、外材は一部違法材があると認識している。【第5回】</li> <li>・国内の家具市場で大きな割合を占める輸入家具について、法に基づき合法性確認が行われるようにし、国内の製造者、販売者及び消費者にメリットのある仕組みとすべき。【第6回】</li> <li>・加工が進んだ輸入材については、各々の部材について公的な証明の取得は困難。色々と資料を入手するが、その資料が証明として使えるかの判断が困難。素材や加工材ごとに、国が基準を示して欲しい。【第6回】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法性の定義や合法性確認の範囲が示されていないために違法リスクの確認が不十分となっていることを懸念。確認すべき適用法の範囲を明確にする必要。【第3回】</li> <li>・リスク評価に当たっては、リスクの高い国や樹種の情報を踏まえることが有効。【第3回】</li> <li>・書類確認だけでなく、包括的な合法性確認として「リスクに基づくデュー・デリジェンス」が必要。【第3回】</li> </ul>
	<b>税関との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税関などとの連携も重要。税関は充実した情報を持っており、EUのように税関との連携が必要。【第1回】</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの高い製品を扱う事業者の特定、輸入量の多い事業者の特定など、税関データの活用が有効。【第3回】</li> </ul>

## 合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会(第7回及び第8回)における主な指摘事項

### 【全体的な指摘】

<p>合法性確認はマーケット参入の最低ラインであり、国際的には、合法性だけでなく持続可能性なども求められる。</p> <p>持続可能性や生物多様性の観点も重要。グリーン購入法ガイドラインには持続可能性が入っており、FIT でも言及され、また、森林法の伐採届の仕組みも造林に関する事項が追加されるなど更新されている。これらの他制度との連携により持続可能性の担保が期待できる。再造林をする事業者が報われるような仕組みにできないか。</p> <p>木材利用を推進していくに当たり、持続可能性等の付加価値の見える化が必要。</p> <p>法律としては、森林資源の適切かつ持続可能な利活用の推進に資することを目指してほしい。</p> <p>輸入事業者の中には、海外の生産国における持続可能な森林経営の確保につなげていくといった、高みを目指す機運があるので、それをクリーンウッド法が後押しすることを期待。</p>
<p>クリーンウッド法は SDGs に資するものであると明確に位置付けるべき。それにより、ESG 投資等に関連付ける等、様々に展開させていくことも考えられ、事業者がクリーンウッド法に基づく合法性確認等に取り組むインセンティブとなる。</p> <p>クリーンウッド法への参画が ESG 投資に資することが明確になれば、大企業は積極的に参画してくるのではないかと。大手ハウスメーカーなどがどうすれば登録するようになるか調べるべき。</p>
<p>違法伐採固有の問題とクリーンウッド法の運用・仕組みの問題を切り分けて考える必要。外材を使う上での根本の課題であり、クリーンウッド法の仕組みとは別の話ではないか</p>
<p>合法性を確認できなかった木材と違法伐採木材は異なる。確認できなかった木材は排除していくのか。合法性が確認できない木材を、確認するように持っていくことも一つの方向性。</p> <p>一定期間は合法性確認作業して、その期間で確認できなかった場合は取り扱うべきではないとすると、合法性が確認された材への代替が進むのでないか。</p>
<p>グレー材の流通はお咎めなしという点が問題。認証等による差別化につながる制度設計が必要。</p> <p>クリーンな材を使っているという消費者へのアピールも行いたい。</p> <p>事業者へのメリットを考えるに当たっては、クリーンウッド法に基づく取組を行うと利益が得られるというものではなく、結果として消費者から選ばれる事業者として差別化されるというメリットを目指すべき。</p> <p>クリーンウッド法の目指すものについて消費者＝国民にとっていかに合法性の証明が重要であるかを伝える必要。需要者から要求が来るようになることが重要。</p>
<p>合法性確認に関する情報の連鎖の仕組みを活用して、木材のCO2 固定量の情報などを需要者へ伝えることはできないか、という話もある。情報の連鎖の仕組みが様々な付加価値情報の伝達に使われていくことを期待。</p>

### 【クリーンウッド法のレビュー】

<p>クリーンウッド法で新たに合法性確認を行うこととされた事業者がどのように対応してきたかレビューが必要。</p>
<p>検討会で指摘のあった課題の大半は新しいものではない。見直しの機会がなかったからなのか、何か障害があったからなのか、これまで解決できなかった理由を分析・整理することが必要。</p>

### 【個別の論点】

<p>第一種木材関連事業者と第二種木材関連事業者で合法性の確認方法や、合法木材に対する意識が大きく異なることを踏まえ、段階ごとに役割を明確化すべき。</p>
<p>登録事業者数が増加しているものの、低水準に留まっている。まず、制度への参加者を増やす方が必要。その上で実効性の確保を議論すべき。そのための具体的な取組を書き込んでいただきたい。</p> <p>第二種の参加を促進するためには、第一種が積極的に制度に参画し、高い割合で合法性確認を行い、第二種に十分な量の合法性木材を供給する状況を作ることが重要。</p>
<p>対象品目の見直しについては、単に拡大するのではなく、法の趣旨を踏まえた整理が重要。同じ製品なのに合法性確認の要否が異なるのは、消費者に説明がしにくく苦慮している。</p>
<p>デュー・デリジェンスは事業者による質の違いが避けられない。川下から川上へフィードバックが行われ、サプライチェーン全体でデュー・デリジェンスに取り組むことで質が向上し、有効に機能する。</p> <p>しっかりとデュー・デリジェンスを行うことで、国産材が信頼に足る材として流通する道筋が作られることを期待。</p>
<p>事業者にリスクの高低を示し、リスクの高いものを扱っているという自覚を持たせ、低リスクのものへの移行を促すことが重要。政府はそれを後押しするためにリスクを公表すべき。</p>
<p>森林認証が優れている点は第三者が認証を行っているという点。この観点をどう組み込んでいくかが重要。</p> <p>現実にはグレーな未確認材が圧倒的に多い。事業者の手心次第で決められる仕組みにすると、全てシロとなってしまう。第三者の目を光らせることが重要。</p>

### 【今後の検討について】

<p>今後クリーンウッド法の見直しを行うのであれば実効性のある制度とすることが重要。法の執行体制の整備について検討が必要。</p> <p>新たな制度を作る場合にかかなりの労力と費用が掛かることを考え、例えばNEPCon（EU 木材規制監督団体）が公表しているリスク情報を活用する等、既存の国内制度や海外の諸情報・事例を活用すべき。</p>
<p>今後具体的な見直しを検討するに当たっては、クリーンウッド法を通じて最終的に目指していくものを明確にし、時間軸をもったロードマップを示していくべき。PDCA を行いながら進めていくことが重要。</p> <p>つくる責任、つかう責任、それぞれに果たすべき役割が有り、そうした観点からの役割や責任を整理していくことが重要。</p> <p>我々は木材を扱う者として、法律以前の問題として合法性の確認はやらなければならないものと思っている。その際に、業界だけでは判断できない部分への政府による支援や、消費者に理解してもらう普及啓発など、関係者の役割分担が重要。</p> <p>マーケットそのものを動かしていくのでコストもかかる。各プレイヤーのコストバランス、それぞれがどのようなコストを払っていくのかについても整理してもらえないか。</p>
<p>制度見直しによって、事業者に新たな制限が加えられたり、義務が課されたりするのであれば、対応するために必要な猶予期間や支援の仕組みが必要。</p>
<p>「新しい林業」の取組もあるが、クリーンウッド法の見直しが、山への利益の還元や事業者の負担軽減の観点に資するのか、示してもらえるとありがたい。</p> <p>検討会を通じて、国産材は合法性確認 100%を目指せる状況ではないかと認識。素材生産事業者の協力を得ながら、合法性確認の取組を強化し、山元にお金が還るようになることを期待。</p>
<p>クリーンウッド法の取組や見直し内容を海外に多言語で発信してもらいたい。輸入材について、クリーンウッド法に基づく合法性確認のために外国の取引相手に対して証明書類を求めても、対応されないことがある。</p>